

(第二類 第九号)

衆議院 第二百一回国会 地方創生に関する特別委員会議録

令和二年三月十九日(木曜日)

午前六時開講

委員長	山口俊一君
理事	池田道孝君 理事
理事	石田真敏君
理事	今枝宗一郎君 理事
理事	田中英之君
理事	谷川弥一君 理事
理事	龟井聖紀子君
理事	白石洋一君 理事
理事	舛屋敬悟君

政府参考人
（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官補） 多田健一郎君

政府参考人
（厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官）
浅沼一成君
参考人

長尾 敬君 松野 博一
本日の会議に付した案件

内閣官房事務局次長
（内閣官房まち・ひと・し
ごと創生本部事務局次長）
田口 康君

官
政府参考人
農林水產省大臣官房生産
振興審議官
政府参考人
資源公不ルギー庁長官官
鈴木 良典君
佐道 崇文君

地方創生の総合的対策に関する件

局審議官
政府参考人
(内閣官房本部事務局次長)
ごと創生本部事務局次長
政府参考人
内閣官房本部事務局次長
菅家秀人君
内閣官房本部事務局次長
村上敬亮君

(中小企業庁長官) 政府参考人(観光庁審議官)
衆議院調査局地方創生に關する特別調査室長 加藤 進君
近藤 博人君

政府参考人
（内閣府地方創生推進事務
局審議官）
庄市君

任九日

坂田 進君
（政府参考人）
（消費者庁審議官）

福田 達夫君
松野 博一君
高木 啓君
山田 美樹君

政府参考人
（法務省大臣官房審議官）
政府参考人
保坂 和人君

八見高木
陽一君
啓君
大西英男君
福田達夫君

官(スポーツ)府参考人
スポーツ総括 齋藤
福榮君

任選欠補

政府参考人
（厚生労働省大臣官房総括審議官）
佐原 康之君

任選欠補

泰宏君、観光庁審議官加藤進君の出席を認め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議あります

第一類第九号
地方創生に関する特別委員会議録第三号 令和二年三月十九日

そしてまた、将来の地域産業の担い手の確保という観点からも、非常に公益性が高いものだというふうに私は思います。高知県も、最初の年は周知徹底が十分でなくて、二名しか申込みがなかったんですけれども、次の年から、三十名の定員以上の申込みがあるというふうなことで、今や、三十二府県、三百以上の市町村で取り組んでおられます。

て成果を上げましたが、このため、引き続き、現在の仕組みのもとで奨学金返還支援の取組を推進していくことといたしておりますし、地方創生推進交付金を活用するまでには及ばない、財源の確保はめどがついておると聞いておるところでござります。

置を講じることとしておるところでござります。これは、民間企業の資金を呼び込むことにより、地方公共団体が行う地方創生の取組を支援することを目的とするものであると申し上げさせていただきます。

がわかりました。
地方自治体は、企業からの寄附を募るためにJ
TBのふるさとコネクトなどポータルサイトを利
用しています。このサイトの運営者に対して手数
料を支払わざるを得ません。さらに、広告料やこ
れに関する自治体職員の人件費など、この企業版

二府県、三百以上の市町村で取り組んでおられました。

なお、若者のUターン就職の促進に向け、県内企業の採用情報の発信など、奨学金返還支援の取組の効果を高める事業に地方創生推進交付金が活用されている事例もございます。

われました。 実は、来年度税制改正で、企業版ふるさと納税の税額控除の上限が三割から六割に引き上げられます。企業にとっては、損金算入と合わせて寄附

ふるさと納税を成功させるためにさまざまな事業費用を負担しているわけなんです。個人版ふるさと納税では、寄附の一〇%をポータルサイトの手数料として支払っているとの報道もあります。つ

り国としても更に支援を強化をしていかなければ
ならないんじやないかな?というのが一点。そし
て、もう一点が、これを運営する地方の財源が、
今は、石田前大臣もいらっしゃいますけれども、
今後どうなさるか、まだ未定ですが、

以上、答弁させていただきます。
○広田委員 どうもありがとうございました。
○山口委員長 次に、清水忠史君。

額の約九割が戻ってくるという仕組みがつくられるわけですね。

つまり、言いかえれば、寄附額の九割が国や治体の税金を原資としている、そういうことで間違ひはない。百円で二千円、こういった

まり、寄附の九割を税金で補填し、残りの寄附の一割以上の経費を自治体が負担しているとすれば、国や自治体の予算が寄附額以上に使われているということになるのではないか。

地方交付税の特徴とか企業版のふるさと納稅を財源にしているんです。確かにこれも必要でありますが、これは残念ながら安定財源とは言えません。ですから、やはり地方創生の推進交付金をこれに活用できるような見直し等も図つて、制度の財源の充実強化を図るべきじゃないかなと思いますけれども、この二点についての大臣の御所見をお伺いをいたします。

私は、きょうは、企業版ふるさと納税制度について北村大臣に質問をさせていただきます。地域経済を活性化させ、地方自治体の住民サービスを応援することは、疲弊する地域を再生するためには必要なことだと考えます。本来は、国から交付税など予算措置で公的に財源を確保さればいいと思います。

遠いないです。しかし、百万円を寄附する。そのうちは九十万円は後から国と地方の税額控除で戻って来るわけだから、そもそも百万円のうちの九十万円は国と自治体の財源を原資にしている、こう考えて間違いませんか。

例えばある自治体に企業が百万円寄附しました。九十万円は、先ほど大臣お認めになられたようすに国と地方が負担するわけです。寄附を受ける自治体でも仮に十万円以上の経費がかかるならば、最初から国が税金で地域再生事業を交付税等で支援すればいいんじやありませんか。そもそも、この企業版ふるさと納税制度に意味があるんでしょうか。

○山口委員長 北村大臣、時間が過ぎていますので、簡潔に。

そもそも、基礎的な住民サービスをカットしなければならないほど今地方自治体で財源不足が発

方税の法人住民税や法人事業税、あるいは国税の法人税から税額控除するという仕組みでございま

○北村國務大臣 企業版ふるさと納税は、個人の
ふるさと納税とは異なり、寄附者への経済的利益

○北村国務大臣　地方創生を推進するためには、若い世代の地方への流れを促進し、地域の産業を担う人材を確保することが重要と認識しており、平成二十六年にまち・ひと・しごと創生総合戦略に位置づけられて以来、奨学金の返還支援による若者の地方定着の推進に取り組んでまいっております。

生しているのは、自民党政権が三位一体改革を含めて地方の財源を削るもとで公的サービスの維持、継続を押しつけてきたからだと言わなければなりません。

このような状況のもとで、今、地方自治体が、地域再生計画のその財源を、みずからの予算措置による財源調達ではなく、その一部を企業からの

今般の税制改正を行つたこの場合には、損金算入による寄附額の約三割の軽減効果とあわせて、最大で寄附額の六割が税額控除されることとなるものでございます。これによりまして、寄附をした企業は寄附額の最大約九割、税の軽減効果を受けることができるということとなるものです。

の供与は禁じられております。したがつて、地方公共団体が寄附企業に返礼品を供与することも当然できません。地方公共団体が企業からの寄附と他の財源を組み合わせて事業を実施したとして、それは寄附企業に対する還元ではございませんから、問題は生じないというふうに認識するところであります。

平成三十一年度には、三十二府県、三百五十五市町村が奨学金返還支援の取組を進めており、実際に支援を受けられた方の数も七千二百四十六人とお聞きしております。こうした状況から、奨学生返還支援の取組は全国的に広まつており、大変有益、有用であるというふうに思い、一定の成果はあると認識したところであります。

企業版ふるさと納税を用いた寄附に依存するの
は、これはなぜだと考えられますか。
○北村国務大臣 企業版ふるさと納税は、地方版
総合戦略に位置づけられた事業でございまして、
法人からの寄附を受け、効率的かつ効果的に実施
されるものを記載した地域再生計画を認定する仕
組みとしております。その上で、そのような事業

これは、地方創生は国と地方が一体となつて取り組む国家的な課題であるという認識から、国税の法人税と地方税の法人住民税や法人事業税双方から控除される仕組みとしておるものでございます。

むしろ、地方公共団体が寄附を含めた財源を効率的に活用した地方創生の取組を進めることを期待しておるものであります。

○清水委員 だからこそ、最初から国が交付税措置すればいいんじやないかというのが私の意見なんですね。

確かに、今大臣おっしゃったように、企業版ふ

が、當利を追求する民間企業が地方自治体に寄附をする行為には、企業と、自治体及び職員、首長、議員などの関係者との癒着やモラルハザードなどが起こる、そういう心配がされるからあります。

現行の企業版ふるさと納税制度でも、癒着やモラルハザードを排除するための措置として、内閣府令の経済的利益の供与の禁止、この条文が設けられているわけなんです。ですから、この企業版ふるさと納税制度というのは企業と自治体の癒着を生みかねないから、わざわざ、こういうケースは癒着になりますよ、これは禁止行為ですよと設けているわけなんですね。

その上でお伺いするんですが、電力会社による立地地域への振興について伺いたいと思うんです。

関西電力と高浜町の元助役との不適切な関係について、ことし三月十六日に経済産業省は関西電力株式会社に対する業務改善命令を発出されました。その理由は何ですか。簡潔にお答えください。

○慶道政府参考人 お答え申し上げます。

御指摘の事案につきましては、昨年十月に設置をされました第三者委員会の調査報告書が三月十四日に提出をされまして、公表されています。

その第三者委員会の調査によりまして今回明らかになりましたこととしまして、具体的に、広範な役職員が金品を受領していたこと、事前の発注約束や特定の取引先に事前の情報提供を行うなど不透明な工事発注、契約があつたこと、社内調査の非公表を不適切なガバナンスのもとで決定したことなど、公益事業者として信頼を失墜させる大きな問題があつたというふうに考えてございました。

これを踏まえまして、今般の業務改善命令では、役職員の責任の所在の明確化、指名委員会等設置会社への移行検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築、コンプライアン

ス体制の抜本的な強化、工事の発注、契約に係る業務の適切性、透明性の確保などを求めているところでございまして、今月中にこれらの改革を含んだ業務改善計画を策定し、経済産業省に提出することを求めてございます。

関西電力には、こうした取組をしっかりと進めることで、内向きの企業風土を改め、ユーザー目線に立った、国民に信頼される組織に生まれ変わつていただきたい、こう考えてございます。

○清水委員 今ございましたように、関西電力の役員ら七十五名が福井県高浜町の元助役の森山氏及び森山氏の関連企業から総額三億六千万円相当の金品を受領していた、こういうことなんですね。

では、なぜ長年にわたりこのような癒着を断ち切ることができなかつたのか。

できましたら、ことし三月十四日に第三者委員会の調査報告書の概要版が出ておりまして、その概要版十七ページの③と④のところを読み上げていただきたいのですが、お願いできるでしょうか。

○慶道政府参考人 お答え申し上げます。

第三者委員会の調査報告書におきましては、関

西電力が森山元助役との関係を断ち切れなかつた理由としまして、森山氏が県や町、地元を巻き込んだ妨害行動に出るのはないか、また、その結果、原子力発電所の運営や再稼働に支障が生じるのではないか、こういった懸念が指摘されているほか、関西電力の役職員が森山氏から金品を受領してきたことが露見することで関西電力が社会的批判にさらされるのではないか、上司や先輩から世の道が閉ざされるのではないかなど、各人各様の懸念に根差した不安感、恐怖感にあつたのではないか、このように指摘をされてございます。

また、こうした森山氏との関係に加えまして、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナンス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発出したところございまして、しっかりと、国民に信頼される組織に生まれ変わつていただきたい、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたということなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

また、関西電力は、原子力発電所の誘致段階において、福井県及び高浜町に対して用地取得・漁業補償等に関する協力を要請し、また、

調査報告書におきましては、コンプライアンスよ

りも事業活動が優先されてしまう、また、ユー

ザーや社会一般的の視点が欠落してしまうという内

向の企業体質が数々の原因に通底する根本的問

題であったと認定されているところでございま

す。

経産省としましては、同様の認識から、関西電

力に対しまして、指名委員会等設置会社への移行

検討を含む外部人材を活用した実効的なガバナン

ス体制の構築などを内容とする業務改善命令を発

出したところございまして、しっかりと、国民

に信頼される組織に生まれ変わつていただきた

い、このように考えてございます。

○清水委員 まさしく、高浜原発の再稼働という

ことでございました。

原子力発電事業を継続するため、元助役から金品を受け取り不当な要求に応じるという、癒着を断ち切ることができなかつたと、いうことなんですね。やはり、この所管省庁である経産省の責任も極めて重いものがあり、関電以外の他の電力事業者についても同様の癒着がないか、厳しく精査するべきだと指摘をしておきたいと思います。

そこで、北村大臣にお伺いしたいんですよ。

この第三者委員会の調査報告書、四十四ページからは、このようない記述があるんですね。よく聞いてください。

関西電力によれば、原子力発電所の設置を進めるに当たっては、地元住民の理解と信頼を得ることが最大の課題であり、そのためには、地域の発展への貢献や住民福祉の向上が図られることが必須の条件であると認識しているとのこ

とであり、関西電力は、高浜町が原子力発電所の設置を推進するための財源的な支援として、一九六九年から一九九六年にかけて、高浜町に對して、総額四十億円を超える協力金・寄付金を支払つた。

とあります。続けて、

と認識します。

引き続き、企業版ふるさと納税が地方創生を一層推進する仕組みとして健全に活用されることを期待したい。

○清水委員 その認識では困ると思います。

私が関西電力と福井県高浜町の問題を取り上げたのは、まさしく、原発再稼働を進めたいと思う企業と、そしてそれを受け入れ、協力することを求めて寄附を募るという自治体の癒着が生まれないか、関西電力のようになるんじゃないかということを懸念して指摘をしたわけなんです。関西電力も、今言われたように、高浜町の地方創生とかあるいは地元重視とか、こういう名目で長年寄附金や協力金を行ってきたんですね。

大臣 聞いてください。この東京電力や東北電

力が寄附をする東通村の村長は、新聞社にこう述べているんです。原発の停止期間が十年を超える、事業者と立地地域の信頼が崩壊しかねない、村民の心が原子力から離れることに強い危機感を持つている。これは、私は余りにも露骨だなといふうに思うんです。関西電力が原子力事業の継続に支障が生じることを恐れて元助役の森山氏との不適切な癒着を継続してきた構図とどう違うのかと言わざるを得ません。東京電力側もこの東通村長の要請に応えて寄附を決めたということがインタビューで明らかになつてているんですね。

大臣、原発再稼働や建設工事の継続に関して不利に働くかのように、東京電力や東北電力はこの東通村に寄附をしている、これは外的に見れば明らかだと思うんです。これが本当に不適切だとは思ひませんか。大臣、癒着は絶対に生み出さないと言い切れますか。

○北村國務大臣 御指摘の事案につきましては、私は前に質問をされましたが、まさかとおっしゃるとおりだなと思って聞いていました。つまり、私は、きょうの質問のテーマは、第一期のまち・ひと創生総合戦略があつて、それが検討され、五年が終わり、二期目が始まるこの計画

ております。企業版ふるさと納税制度の通常の活用事例であると考えておるところでございまます。

報道によりますれば、村長さんも、移住、定住や農水産物のブランディングなどに活用した、地域再生計画の趣旨を理解してもらつたと述べられます。

○清水委員 そんなにいい事業だったら、国が交付税措置をすればいいということなんですよ。

冒頭、私は、企業版ふるさと納税の九割が国や地方の財源だ、残りの一割については受ける自治体が費用で失うかもしれない。だつたら最初から交付税措置をして地方の地域再生計画を支援すればいい、これが私は基本だというふうに思つてます。

結局、交付税措置するなど国が持つべきそういう責任を投げ捨てて、地方交付税を減らし、地方の財政を圧迫しておきながら、金が足らなければ企業に働きかけるというのは、ちょっと私は、これは筋が悪いと言わなければならぬと思うんです。

企業版ふるさと納税は、無意味な上に新たな癒着を生み出すものであり、拡充や延長は行うべきではありません。ぜひ、今後、この東通村につい

て進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていないつまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています。

KPIは三段階にまずは分けられまして、一番のA、B、Cと分かれています。そして、その

一番の中もA、B、Cと分かれています。Aが目標達成、これは二重丸ですね。Bが達成に向

て進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていないつまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています。

企業版ふるさと納税は、無意味な上に新たな癒着を生み出すものであり、拡充や延長は行うべきではありません。ぜひ、今後、この東通村につい

て進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていないつまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています。

企業版ふるさと納税は、無意味な上に新たな癒着を生み出すものであり、拡充や延長は行うべきではありません。ぜひ、今後、この東通村につい

て進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていないつまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています。

○山口委員長 次に、藤田文武君。

○藤田委員 日本維新の会の藤田文武でございます。

本日最後の質問、よろしくお願いをいたしま

す。

私の前に質問をされました清水議員の指摘、党

内訳はもともとなかったと聞いています。それで

この中にも段階を、色分けをつけていたいたと

いうことなんですが、これは簡単に言うと、KPIをざつと見たときに、百三十一項目あります

て、二十二項目はいわゆる評価不能ということな

ので、それ以外だけで見ると、約九割以上が合格

が打ち出されたわけですけれども、ここに書いてある施策を実行していくたら、果たして目標が達成されるんだろうかという疑問です。これを

ちょっと細かくやらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひを申し上げます。

予算委員会でも実はこの質問、同様の質問をやつたんですけれども、きょうは委員会ということで少し細かくしたいんですけども、まず、第一期のKPIの検証が行われました。

KPIは三段階にまずは分けられまして、一番は、達成又は達成に向けて進捗している、つまり合格点。二番目は、必ずしも十分に政策効果がない、不合格。三番目は、効率的な計測が不可能と

いうことで、簡単に言うと、一と二でマルかバツかというふうに分けられています。そして、その

一番の中もA、B、Cと分かれています。Aが目標達成、これは二重丸ですね。Bが達成に向

て進捗している、まだ達成していない、三角みたいなものです。Cは数値が定められていないつまり、簡単に言うと、①も二段階に分かれています。

その中で、私がちょっとチエックしたいなと思うのは、一番の達成又は達成進捗の、いわゆる合格点、丸に入っているところの中のまだ達成できていらないところ、これ、進捗率をよく見てみると、実は五〇%未満のものが約三割ぐらいあるんです。低いものでいうと、一〇〇%台も入つてい

る。私は、考えてみると、これはもうバツにしていいようなものじゃないかなというふうに思うわけです。

これは、ちょっと事前レクでいろいろ聞いたんですけれども、この達成又は達成進捗の一番の中の内訳はもともとなかったと聞いています。それで

この中にも段階を、色分けをつけていたいたと

いうことなんですが、これは簡単に言うと、KPIをざつと見たときに、百三十一項目あります

て、二十二項目はいわゆる評価不能ということな

ので、それ以外だけで見ると、約九割以上が合格

点がついているというふうにも見てとれるわけであります。

それをもつてこの計画を五年間よくやつたと評価するのは、私はちょっとこれは問題があるんじゃないかと思います。

対策に生かすという観点から、このKPIの設定の仕方、評価の設定の仕方に大いに問題があるんじゃないかというふうに思います。

具体的に言うと、進捗率の余りに低いもの、つまり五〇%未満のものは、これはもう①に分類せずに不合格とつけた方がいいんじゃないかというふうに思いますが、これは御見解はいかがでしょうか。事務方で大丈夫です。

○菅家政府参考人 お答え申し上げます。

第一期の総合戦略は、二〇一九年度までの計画でございます。その中で、主に目標を二〇二〇年

としてKPIを掲げているところでございます。

昨年、このKPIの進捗状況の点検を行いました際には、その時点で、二〇一九年春の段階での最新の数値となりますと、二〇一八年がある今はそれ以前の効値ということになります、その效

値を現在値として使って評価をしたところでございます。このため、委員御指摘のとおり、進捗状況が、進捗率が五〇%未満と低いものも①の達成している又は達成に向けて進捗しているに分類をしたところでございます。

しかししながら、今後、第一期の総合戦略のKPIの達成状況を改めて点検する際には、委員から

の御指摘も今ございましたので、KPIの評価の分類方法についてもよく検討してまいりたいと考えております。

○藤田委員 見直すということなので、厳しくやつていただきたいと思うんです。

これは、私も事業経営をずっとやつてしま

て、やはり、部下から上がつてくる書類を見たときには、何となくさつと見たときに、これは大体う

まくいつているんやなというふうな印象を持つような評価のやり方だと私はどうしても思つてしまふんです。大臣も思いませんか。KPI、九割達